

公益社団法人瀬戸市シルバー人材センターハラスメント防止に関する基本方針

公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、事業又は、職務に従事するすべての場所（実質的に職場の延長上にあるものを含む。以下「職場」という。）におけるハラスメントは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、職場等全体の秩序を乱すばかりでなく、センターの健全性や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題であると認識する。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはならない。

センターは、法人の役員、すべての職員及び会員（以下「職員等」という。）の一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重され、互いの信頼の下にその能力が十分に発揮できる職場等の環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底するものとする。

1 センターは、下記のハラスメント行為を容認しない。

- (1) パワーハラスメントに類する行為
- (2) モラルハラスメントに類する行為
- (3) セクシュアルハラスメントに類する行為
- (4) 妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント行為
- (5) カスタマーハラスメントに類する行為
- (6) その他のハラスメント行為

2 この方針は、職員等のみならず、発注者、近隣住民、取引先等の方（以下「顧客等」という。）、インターンシップ従事者、求職活動中の学生その他これらに準ずる者（以下「求職者等」という。）、センターに関係するすべての方を対象とする。

3 センターは、ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知し、

職員等一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行う。

- 4 センターは、ハラスメントに関する相談窓口をセンター事務局に設置する。相談窓口では複数の職員が対応し、求職者等からの相談を含め、公益社団法人瀬戸市シルバー人材センターハラスメントの防止に関する規程（以下「規程」という。）に則り迅速かつ適正に対応する。
- 5 センターは、苦情・相談に関与したものに対し、以下の対応を徹底する。
 - (1) プライバシーや個人の尊厳の厳守
 - (2) 問題処理に必要な場合を除き、知りえた相談内容等の秘密の保持
 - (3) 事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止（求職者等にあつては、採用選考における合否等への不利益な影響の禁止を含む。）
- 6 センターは、ハラスメントに関する言動を行った者には、規程に基づき厳正に対処を行う。特に、顧客等の第三者からカスタマーハラスメント又はセクシュアルハラスメントを受けた場合は、必要に応じて当該顧客等への対話の拒否、受注契約の解除、会員の就業中止等の毅然とした措置を講じる。併せて、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めることとする。
- 7 センターは、ハラスメント防止対策について、見直しを適宜行い、継続的改善に取り組んでいくものとする。

令和 8 年 1 0 月 1 日

公益社団法人 瀬戸市シルバー人材センター